

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第II章 2.44 増設雑固体廃棄物焼却設備）

変更前	変更後	変更理由																								
<p>2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）</p> <p>2.44.1 基本設計</p> <p>（中略）</p> <p>2.44.2 基本仕様</p> <p>2.44.2.1 主要仕様</p> <p>（中略）</p> <p>(4) モニタリング設備</p> <table border="1" data-bbox="130 554 1234 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td>シンチレーション</td> <td>$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$</td> <td>増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)</td> </tr> <tr> <td>ガス放射線モニタ</td> <td>シンチレーション</td> <td>$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$</td> <td>増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	取付箇所	ダスト放射線モニタ	シンチレーション	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)	ガス放射線モニタ	シンチレーション	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)	<p>2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）</p> <p>2.44.1 基本設計</p> <p>（中略）</p> <p>2.44.2 基本仕様</p> <p>2.44.2.1 主要仕様</p> <p>（中略）</p> <p>(4) モニタリング設備</p> <table border="1" data-bbox="1347 554 2463 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td>シンチレーション <u>△</u></td> <td>$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$</td> <td>増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)</td> </tr> <tr> <td>ガス放射線モニタ</td> <td>シンチレーション <u>△</u></td> <td>$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$</td> <td>増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	取付箇所	ダスト放射線モニタ	シンチレーション <u>△</u>	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)	ガス放射線モニタ	シンチレーション <u>△</u>	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)	<p>記載の適正化</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	取付箇所																							
ダスト放射線モニタ	シンチレーション	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)																							
ガス放射線モニタ	シンチレーション	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ S}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)																							
名称	検出器の種類	計測範囲	取付箇所																							
ダスト放射線モニタ	シンチレーション <u>△</u>	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)																							
ガス放射線モニタ	シンチレーション <u>△</u>	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \underline{\text{S}}^{-1}$	増設雑固体廃棄物焼却設備排気筒出口 合計2チャンネル (監視・記録は制御室)																							

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第38条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>（1）原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等は，燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵，若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>（2）その他の雑固体廃棄物は，各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また，その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には，運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>（省略）</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第38条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>（1）原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等は，燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵，若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>（2）その他の雑固体廃棄物は，各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また，その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には，運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>（省略）</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前				
(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (中略) 表42の2-1				
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運営GM
使用済燃料共用プール排気口	希ガス濃度	排気放射線モニタ (シンチレーション)	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長
	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	
分析・研究施設第1棟排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	廃棄物計画GM
大型機器除染設備排気口及び汚染拡大防止ハウス排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (除染設備運転時)	廃棄物計画GM
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (除染設備運転時)	
油処理装置排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (油処理装置運転時)	地下水対策GM
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (油処理装置運転時)	

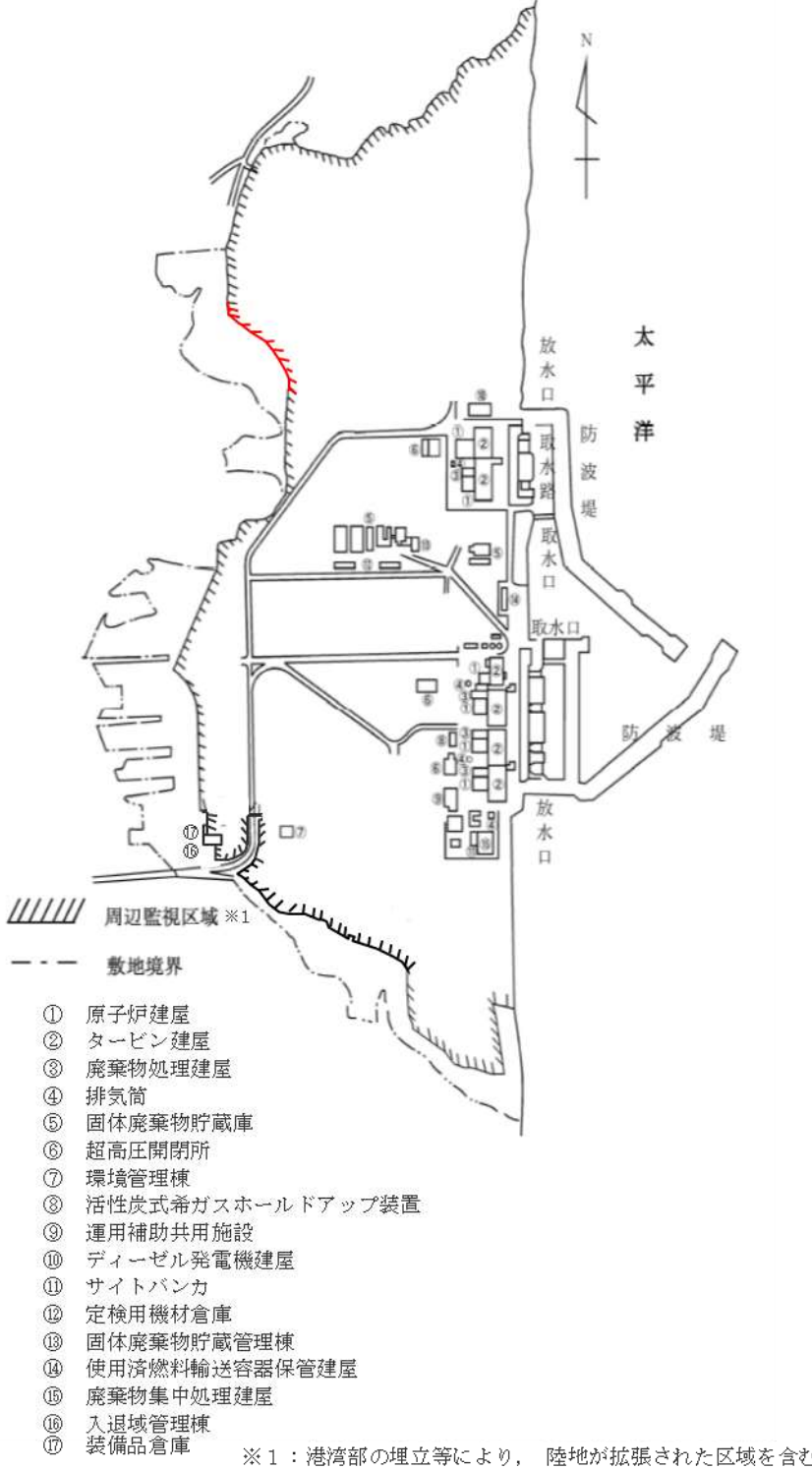
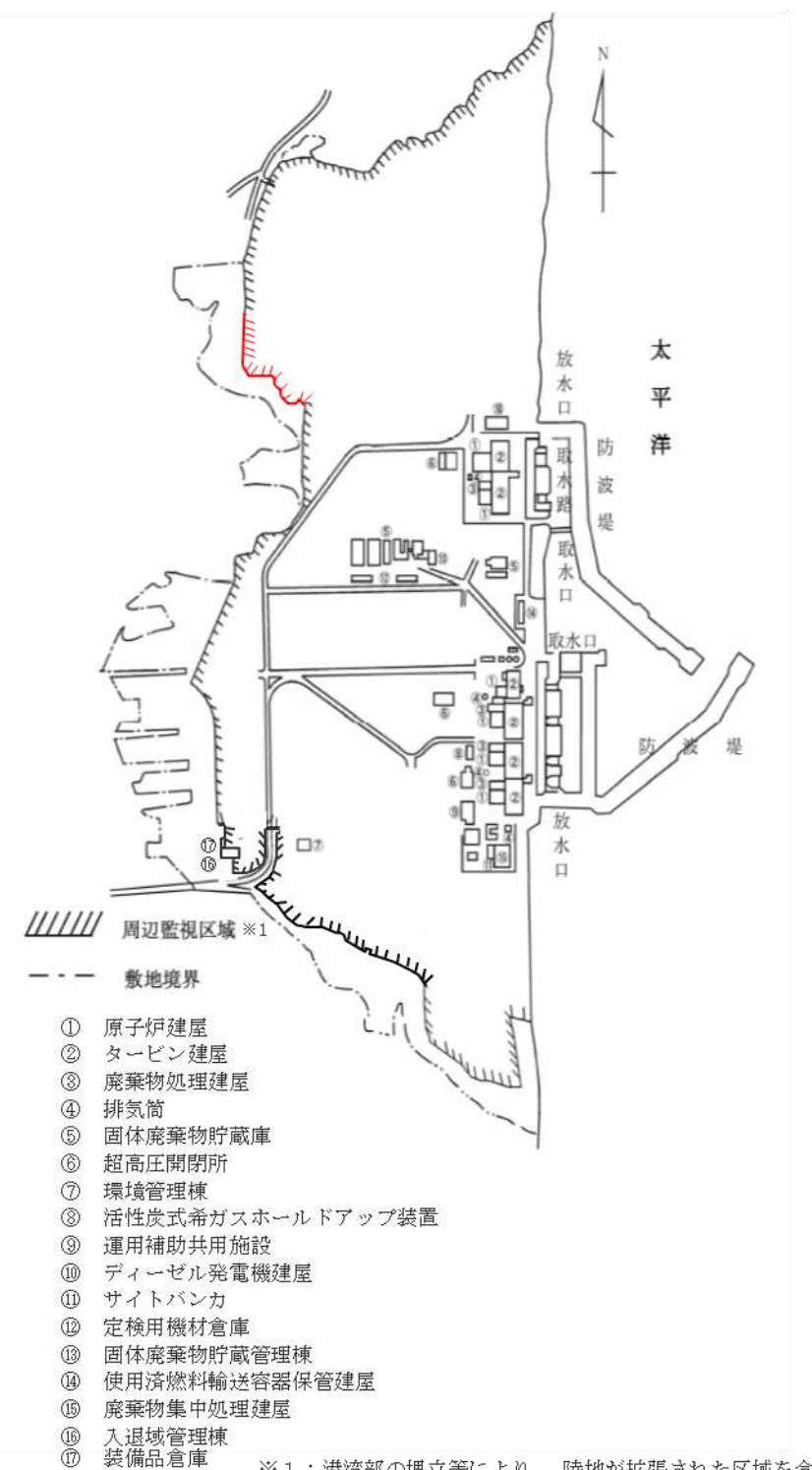
変更後				
(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (中略) 表42の2-1				
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、 <u>全ベータ放射能</u>)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運営GM
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回</u> (<u>建屋換気空調系運転時</u>)	
<u>増設焼却炉建屋排気筒</u>	<u>粒子状物質濃度</u> (<u>主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能</u>)	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回</u> (<u>建屋換気空調系運転時</u>)	<u>運営GM</u>
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回</u> (<u>建屋換気空調系運転時</u>)	
使用済燃料共用プール排気口	希ガス濃度	排気放射線モニタ (シンチレーション)	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長
	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	
分析・研究施設第1棟排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、 <u>全アルファ放射能</u> 、 <u>全ベータ放射能</u>)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	廃棄物計画GM
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回</u> (<u>建屋換気空調系運転時</u>)	
大型機器除染設備排気口及び汚染拡大防止ハウス排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (除染設備運転時)	廃棄物計画GM
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (除染設備運転時)	
油処理装置排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (油処理装置運転時)	地下水対策GM
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (油処理装置運転時)	

測定項目追加に伴う変更

増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更

測定項目追加に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																													
<p>(放出管理用計測器の管理) 第43条 各GMは、表43に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表43</p> <table border="1" data-bbox="92 415 1136 688"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気放射線モニタ (シンチレーション)</td> <td>計装設備GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>廃棄物計画GM</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表61の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数 量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	計装設備GM	1台	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※1		2台		<u>廃棄物計画GM</u>	<u>1台</u>	<p>(放出管理用計測器の管理) 第43条 各GMは、表43に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表43</p> <table border="1" data-bbox="1311 415 2356 636"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td rowspan="2">排気放射線モニタ (シンチレーション)</td> <td>計装設備GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表61の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	所管GM	数 量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	計装設備GM	1台		1台※1	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台	<p>放射性物質分析・研究施設第1棟における試料放射能測定装置の所管GM変更に伴う変更</p>
分 類	計測器種類	所管GM	数 量																												
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	計装設備GM	1台																												
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※1																												
			2台																												
	<u>廃棄物計画GM</u>	<u>1台</u>																													
分 類	計測器種類	所管GM	数 量																												
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	計装設備GM	1台																												
			1台※1																												
	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台																												

変更前	変更後	変更理由
<p>(周辺監視区域) 第57条 周辺監視区域は、図57に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げる等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図57</p>  <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 超高压閉閉所 ⑦ 環境管理棟 ⑧ 活性炭式希ガスホールドアップ装置 ⑨ 運用補助共用施設 ⑩ ディーゼル発電機建屋 ⑪ サイトバンカ ⑫ 定検用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 使用済燃料輸送容器保管建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋 ⑯ 入退域管理棟 ⑰ 装備品倉庫</p> <p>※1：港湾部の埋立等により、陸地が拡張された区域を含む。</p>	<p>(周辺監視区域) 第57条 周辺監視区域は、図57に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げる等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図57</p>  <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 超高压閉閉所 ⑦ 環境管理棟 ⑧ 活性炭式希ガスホールドアップ装置 ⑨ 運用補助共用施設 ⑩ ディーゼル発電機建屋 ⑪ サイトバンカ ⑫ 定検用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 使用済燃料輸送容器保管建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋 ⑯ 入退域管理棟 ⑰ 装備品倉庫 ⑱ 増設雑固体廃棄物焼却設備</p> <p>※1：港湾部の埋立等により、陸地が拡張された区域を含む。</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

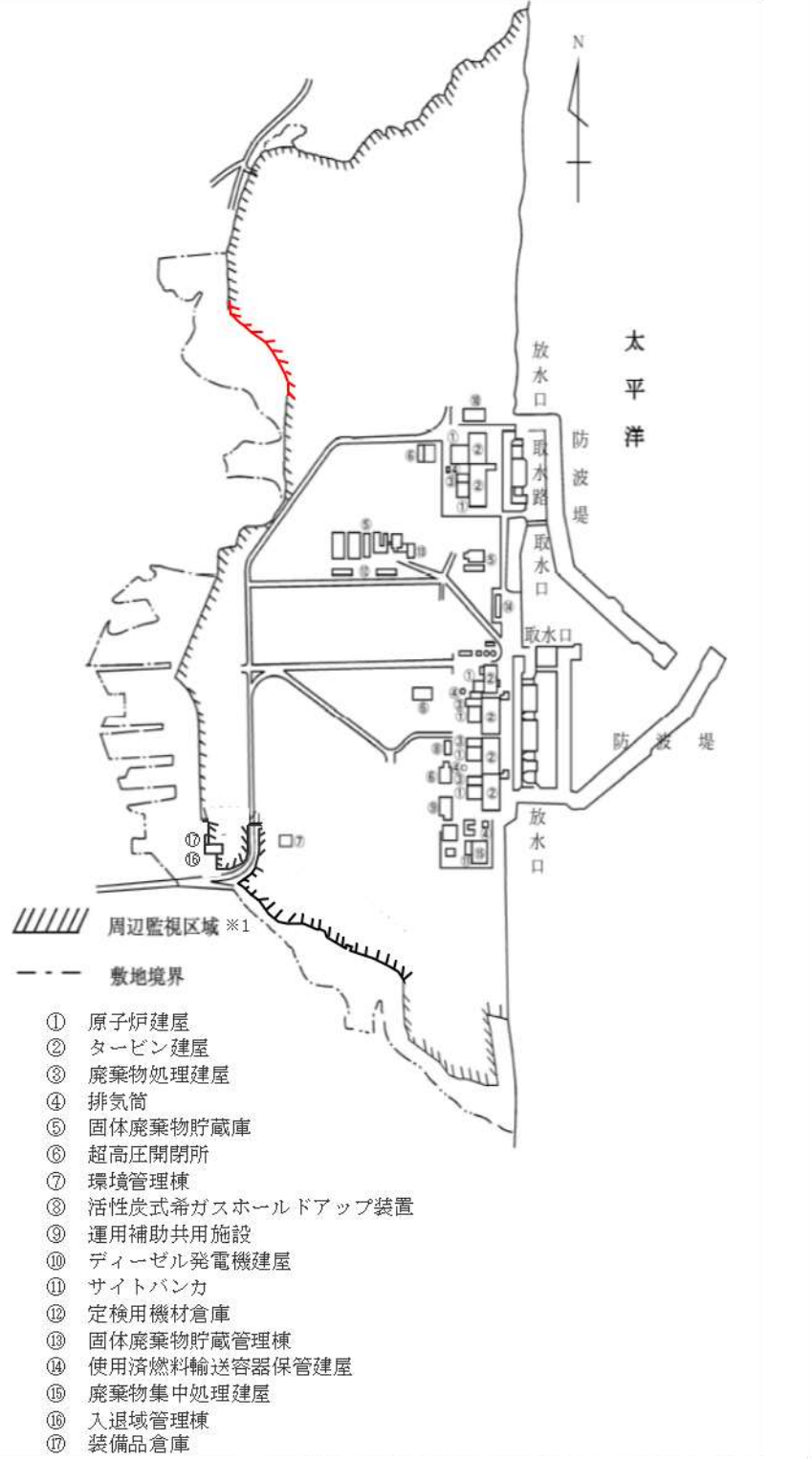
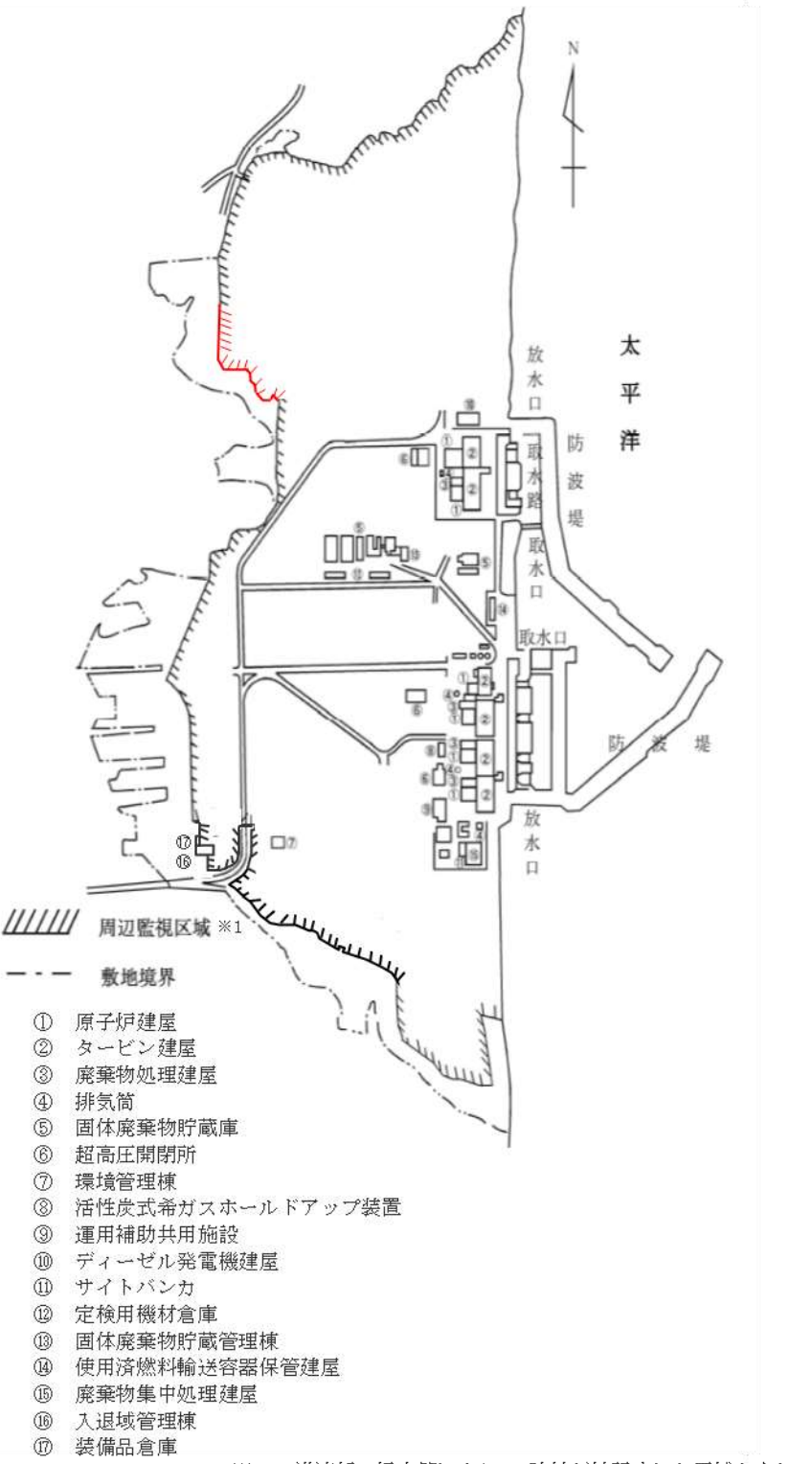
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(省略)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理） 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽^{*3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																				
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運営GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="92 655 1169 1314"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理 系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)</td> </tr> <tr> <td>・焼却炉建屋 排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td>運営GM</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	・焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM	(省略)						<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運営GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="1311 655 2389 1453"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理 系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)</td> </tr> <tr> <td>・焼却炉建屋 排気筒 ・<u>増設焼却炉 建屋排気筒</u></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, <u>全ベ ータ放射能</u>) <u>ストロンチウム 90濃度</u></td> <td>試料放射能 測定装置 <u>試料放射能 測定装置</u></td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時) <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u></td> <td>運営GM</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更 測定項目追加に伴う変更</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	・焼却炉建屋 排気筒 ・ <u>増設焼却炉 建屋排気筒</u>	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, <u>全ベ ータ放射能</u>) <u>ストロンチウム 90濃度</u>	試料放射能 測定装置 <u>試料放射能 測定装置</u>	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時) <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u>	運営GM	(省略)						
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																		
	・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)																																																																		
	・焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM																																																																	
	(省略)																																																																					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																		
	・5号炉 非常用ガス処理系 ・6号炉 非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)																																																																		
	・焼却炉建屋 排気筒 ・ <u>増設焼却炉 建屋排気筒</u>	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, <u>全ベ ータ放射能</u>) <u>ストロンチウム 90濃度</u>	試料放射能 測定装置 <u>試料放射能 測定装置</u>	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時) <u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</u>	運営GM																																																																	
	(省略)																																																																					

変更前	変更後	変更理由
<p>(周辺監視区域) 第98条 周辺監視区域は、図98に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げる等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図98</p>  <p>※1：港湾部の埋立等により、陸地が拡張された区域を含む。</p>	<p>(周辺監視区域) 第98条 周辺監視区域は、図98に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げる等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図98</p>  <p>※1：港湾部の埋立等により、陸地が拡張された区域を含む。</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2-1 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2-1 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う変更</p>